

令和4年10月18日

各 病児・病後児デイケア事業
実施施設 代表者 様

名古屋市子ども青少年局保育企画室長

保育所等における濃厚接触者の特定及び臨時休園の取扱いの変更について

日頃は、本市の保育行政にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

令和4年9月26日から全国一律で新型コロナウイルス感染症の感染者の発生に伴う医師の届出の対象が限定され、保育所の利用児童及び職員の多くが発生届の対象外になったことを受け、学校における取扱いに準じ、下記のとおり取扱いが変更されましたので、お知らせします。

記

変更内容

区分	旧	新
保育所等で感染者が発生した場合	濃厚接触者を特定	濃厚接触者の特定は行わず、 <u>同一クラス内において3日間で3人以上感染した児童が発生した場合に3日程度のクラス閉鎖</u> を行う。
職員体制が確保できない場合	園単位の臨時休園	園単位の臨時休園 <u>又はクラス閉鎖</u>
休日保育事業等（病児・病後児デイケア事業含む）の取扱い	本人が感染者又は濃厚接触者の場合、利用不可	本人が感染者、 <u>濃厚接触者又はクラス閉鎖の対象である</u> 場合、利用不可。 <u>ただし、職員体制が確保できないことによるクラス閉鎖の場合は除く。</u>

(※) 臨時休園に係る市からの公表の取扱いについては、変更はありません。

担 当 子ども青少年局保育部認可給付係 小原・水野
電 話 052-972-4644 FAX 052-972-4146
メー ル a2528@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp